

特集 ペットと一緒に 幸せな生活



みなさんはペットを飼っていますか？

ペットには、犬や猫、ウサギ、ハムスターといった小動物、インコやオウムなど鳥類、金魚や鯉などの魚類、イグアナなどの爬虫類、カブトムシなどの昆虫など、いろいろな種類がいます。

一緒に遊んで楽しんだり、かわいい姿やしぐさに癒されるなど、ペットは私たちの生活に安らぎを与えてくれます。そんなペットとの幸せな生活を送るために、飼い主それぞれが公共のルールとマナーを守り、トラブルを未然に防ぎましょう。また、自然災害が起きた時に備え、日々のしつけや健康管理など、ペットの防災対策も考えておく必要があります。

ペットを飼うことは、その一生を責任もって面倒を見ることです。ペットの飼い方について、考えてみましょう。

ペットを飼う前に考えよう

「かわいいから」というだけの理由で深く考えずに飼い始め、ペットの成長とともに飼育の大変さに気づいて飼育放棄する事例や、間違った飼い方をしたためにペットの存在が逆にストレスやトラブルの原因になってしまう事例などがあります。

ペットは、私たち人間と同様、命ある生きものです。最後まで責任を持って飼えるのか、飼い始める前にしっかりと考えましょう。

- 今の住居はペットが飼える環境ですか？転居の予定はないですか？
- 家族の同意は得られていますか？
- あなたの飼いたいペットは、あなたのライフスタイルに合っていますか？
- ペットの一生にかかる費用を把握していますか？
- 毎日欠かさず、世話に時間と手間をかけられますか？

飼う前も、
飼ってからも
考えよう





ルールとマナーを守ろう



犬を飼うときは

● 狂犬病の予防注射を毎年必ず受けさせましょう

狂犬病は、発症してからでは有効な治療がなく、ほぼ100%死亡する恐ろしい病気です。狂犬病の予防注射は、狂犬病予防法第5条で毎年1回受けさせなければならないと義務付けられています。愛犬のため、人のため、必ず受けさせましょう。

● フンは必ず持ち帰りましょう

散歩中にフンをしてしまったら、きちんと家まで持ち帰りましょう。

公共の場や他人の土地に愛犬のフンを埋めるのは正しい処理ではありません。

● リードでつながみましょう

埼玉県の条例により、原則として犬を放すことは禁止されています。公共の場には、「犬が苦手」「犬が怖い」と思う人もいます。犬のとっさの行動に対応できるよう、散歩するときはリードを短めに持ちましょう。

● 犬が逃げてしまったら

ご自身で探すと同時に、速やかに鴻巣保健所および上尾警察署に連絡してください。

なお、保健所に収容されている犬については、保健所のホームページで情報を公開しています。

猫を飼うときは

● 室内で飼いましょう

屋外での飼育は、交通事故やほかの猫とのケンカ、病気の感染など、猫に多大なリスクが伴います。室内では、猫が隠れることができる場所や上下運動ができる場所、外を眺められる場所（窓辺など）を作りましょう。

猫の室内飼いのススメ



● 不妊去勢手術を受けさせましょう

猫は一度に4～6匹子どもを産み、また年に2～3回出産することがあるなど、繁殖力が強い動物です。将来的に生まれるすべての猫に適切な飼育環境を与えられる自信がない場合は、その猫のためにも、オス・メスに限らず不妊去勢手術を受けさせましょう。

● 爪とぎのしつけ

猫は爪を研いで古い爪をはがし、新しい爪を再生させます。猫用の爪とぎなどを用意して、そこで爪とぎをするようにしつけましょう。爪とぎする場所がないと壁や柱などで爪を研いでしまいます。

● トイレのしつけ

猫はしつければ決まった場所で用を足します。近所の庭などで用を足してトラブルにならないように、自宅の室内にトイレを用意しましょう。

「彩の国動物愛護推進員」を募集します！

埼玉県では、動物の愛護や正しい飼い方に関する知識情報等の普及啓発にボランティアとしてご協力いただく「彩の国動物愛護推進員」を募集します。

- ☑ ○動物の愛護と適正な飼養・管理の重要性について、地域住民の理解を深めるための啓発活動
- 地域住民の求めに応じた、繁殖制限措置に関する助言や譲渡仲介の支援など

○動物の愛護と適正飼養を推進するため県が行う施策への協力 など

募集期間▶ 9月1日(水)～11月30日(火)

申 埼玉県ホームページまたは各保健所（さいたま市・川越市・越谷市・川口市を除く）、埼玉県動物指導センターの窓口にある募集要領をご覧ください。



☎ 埼玉県生活衛生課 ☎ 830-3612